長野工業高等専門学校専攻科授業科目履修規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校学則第43条第2項の規定に基づき、長野工業高等専門学校専攻科(以下「専攻科」という。)における授業科目の履修方法に関し、必要事項を定めるものとする。

(授業)

- 第2条 専攻科の授業は、1単位時間を標準50分とする。
- 2 授業は、講義、演習、実験及び実習のいずれか、又はこれらの併用により行なう。 (単位の計算方法)
- 第3条 各授業科目の1単位当たりの履修時間は、教室内及び教室外を合わせて45時間の学修を必要とする内容を持って構成することを標準とし、教室内の授業は、次の各号の基準によるものとする。
 - 一 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 演習は、30時間の授業をもって1単位とする。
 - 三 実験及び実習は、45時間の授業をもって1単位とする。

(受講手続き)

第4条 学生は、授業科目の履修に当たっては、各学期の始めに履修計画書を学生課に提出しなければならない。

(指導教員)

第5条 学生の教育及び特別研究Ⅰ,Ⅱの指導を行なうため、指導教員を置く。

(試験)

- 第6条 試験の種類は、定期試験及びその他の試験とする。
- 2 定期試験は、各学期末に実施し、試験時間割は、試験日の1週間前に通知する。
- 3 平素の成績によって評価し得る授業科目については、試験の全部又は一部を行わないことができる。
- 4 病気その他やむを得ないと認められる理由によって定期試験を受験できなかった学生については、追試験を行なうことができる。

(GPA制度)

第6条2 GPA (グレード・ポイント・アベレージ) 制度は、成績評価を客観的な指標に置き換え、学生の学修意欲を高めるとともに、客観的な成績評価を教員の修学指導に活用することを目的とする。

(成績の評価)

第7条 成績は、授業科目毎に、試験の成績及び平素の成績を総合して100点法によって評価し、 次の区分によって評定する。

評語	評 価	GP(グレード・ ポイント)
秀	90点~100点	4
優	80点~89点	3
良	70点~79点	2
可	60点~69点	1
不可	0点~59点	0

2 授業科目の成績原簿への登記は評点で行う。ただし、部外への証明書の交付は、秀・優・良・可・不可の表記とする。

(成績の席次)

第8条 学年内の席次は、履修した科目の平均点により算出する。

- 2 GPAは、履修した科目の単位数に、科目の成績評価ごとに設定されたGP(グレード・ポイント)を乗じ、その総和を不可の科目及び未修了の科目を含め履修した科目の単位数で除して算出する。 その値に小数点以下第2位未満の端数があるときは、四捨五入した値とする。
- 3 次の各号に掲げる科目は、席次及びGPAの算定に含めない。
- (1)修了要件外の単位認定科目
- (2)他の大学及び高等専門学校の専攻科で修得した単位認定科目
- (3)入学前に修得した単位認定科目

(単位の認定)

第9条 第7条の規定に基づき、秀、優、良又は可に評価された授業科目については、当該単位数 を修得したものと認めるものとする。

(再履修)

- 第10条 不合格となった授業科目は、次年度に再履修することができる。
- 2 第4条の規定は、再履修する場合に準用する。

(大学等における授業科目の履修)

第11条 他の大学及び高等専門学校の専攻科等で開設されている授業科目の履修を希望する学生は、あらかじめ校長の許可を受けた上で、受講届を学生課に提出しなければならない。これにより修得した単位は、専攻科における授業科目として認定することができる。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 長野工業高等専門学校専攻科授業科目履修規程(平成15年4月1日施行)は、廃止する。
- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

- この規則は、令和2年4月1日から施行し、第8条については令和2年度入学者から適用する。 KH EII
- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。